

[事案 2023-202] 入院給付金支払請求

・令和6年9月26日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年1月に契約した組立型保険について、同年7月19日付の解約請求書により解約したが、その後同月24日に新型コロナウイルス感染症と診断された。以下の理由により、解約日を同月31日とし、入院給付金を支払ってほしい。

(1)令和4年7月19日の解約手続の時に、「7月末までいけるんですね」と確認したところ、募集人は「はい」と言った。当日で解約となることの説明はなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は誤説明を行っていないし、解約により保障がなくなることの説明を行った。
- (2)解約手続を行えば、その時点から保障の効力がなくなると考えるのが自然であり、解約手続後に保障が一定程度継続することを前提とした質問を行うことは不自然で、主張に信用性がない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、解約手続時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。